答申第175号 平成27年8月7日

神戸市情報公開審査会 会長 米 澤 広 一

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について (答 申)

平成 26 年 6 月 30 日付神こ子振第 5547 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸市立保育所の社会福祉法人への移管にかかる法人選定委員会会議録」を非公開と した決定に対する不服申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

別表の審査会の判断欄に公開と示した情報について、非公開とした決定は妥当で はなく、公開すべきである。その余の情報について、非公開とした決定は妥当であ る。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
 - ① 藤原台中町つきかげ保育園にかかる保育所設置認可関係書類,
 - ② 市有地を有償・無償で貸し付けている (売却も含む) 保育所法人並びに場所等一覧,
 - ③ 公立保育所民間社会福祉法人に貸し付けることにあたっての委員名簿,議事録,要綱,要領(廃止されたものでよい)
- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、
 - ① つきかげ保育園にかかる保育所設置認可について(伺),
 - ② 保育所用地等貸付一覧表,
 - ③ 委員名簿(神戸市立保育所の社会福祉法人への移管にかかる法人選定委員会選定委員名簿),会議録(平成17年9月9日から平成24年9月18日に開催された延べ24回の法人選定委員会会議録),神戸市立保育所の社会福祉法人への移管にかかる法人選定委員会設置運営要綱(以下「要綱」という。)及び神戸市立保育所の建替・運営を行う社会福祉法人募集要領(以下「募集要領」という。)を特定し、本件公文書③のうち委員名簿及び会議録を非公開とし、その余を公開とする部分公開の決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定において非公開とされた情報の公開を求めて異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 26 年 5 月 15 日付の異議申立書、平成 26 年 8 月 25 日付の意見書及び平成 26 年 12 月 22 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本事業は、平成17年から始まり、要綱も同年に施行された。その間、18園が社会福祉法人に移管されている。どのような経緯でどのような委員がどのように審査して

移管が決定したのか,市民として当然知る権利があると確信する。過去に選定委員及 び議事録を公開するように求めたが,継続している事業であることから非公開とされ た。

しかし、平成 25 年 3 月に要綱は廃止され、事業は一旦完了した。そこで、再度公開請求を行ったが、非公開となった。その理由として「これを公開することにより、事務に支障をきたす」「競争上の地位その他正当な利益を害する」とされていたが、過去のものについて具体的にどのように事務に支障をきたすのか、競争上の地位その他正当な利益を害するのか、納得がいかず、担当者に質問したところ、明確な回答がないばかりか、「不服申立てをせずとも公開すべき事項ではないか。移管とは別の社会福祉法人に用地を貸し付ける選考委員会の委員名簿や議事録等は既に公開されており、それとの整合性はどうなのか」と担当係長とも話をし、不服申立てする前に上司と相談して回答してほしい旨求めたところ、係長は承諾したにもかかわらず、その回答も未だにない。

実施機関の非公開理由説明書では、議事録が公開されると選定外となった法人の関係者や選定結果に不満のある保護者などから個々の委員に対する不当な干渉がされることも考えられ、各委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとして、神戸市情報公開条例第10条第4号を理由としている。しかし、保護者委員は、保護者のなかから互選により選任されており、当然誰が委員か周知され、議事内容も各保護者に報告されていると推察されることから、上記理由には当てはまらない。

私立保育連盟の会長が当初より委員として務めているが、会長の経営する法人の保育園が土地の貸付及び民間移管園に選定された例は、50 園中 11 園と非常に多く、大きな問題である。市が仮に建設コンペを公募したときに、その業者の長が委員であれば中立性を欠くことになる。それこそ第 10 条第 4 号の「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められる」発言がないか、議事録を公開すべきである。同種の保育所用地貸付先法人選定会議の会議録については公開されている。

実施機関は、さらに今後も同事業による選定を予定しており、これまでの議事録を公開すると評価の加点や減点となるポイントが明らかになり、今後の選定において応募側法人が選定されやすいように提案事項の体裁を整えるなど審査の形骸化を招くおそれもあるとしているが、保育所用地貸付先公募選定基準に関する答申では、「これまで応募する法人にとって、実施機関が望ましいと考える保育所のあり方の詳細は推測に頼らざるを得なかったところであるが、本件の審査基準及び配点が公になれば、今後の同種の選考に応募する法人は、当該基準及び配点を参考により望ましい保育内容や施設整備計画等を提案することが可能となる。結果として、より質の高い保育内容の整備につながり、市民の福祉の向上に寄与すると考えられる」と示され、これに当たらないとしており、同種の保育所用地貸付法人選定会議議事録が公開されていることに鑑みると神戸市情報公開条例第10条第5号には該当しないと考えられる。今

後も事業があるといいながら従前の要綱は廃止し,新たな要綱や条例も制定しておらず,これは既にこの事業自体が終了したと考えるのが妥当である。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成26年7月17日付の非公開理由説明書及び平成26年9月17日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

神戸市立保育所の社会福祉法人への移管にかかる法人選定委員会については、当該保育所に通う児童とその保護者に生じる様々な負担や変化をできるだけ軽減するために、円滑な移管をするに相応しい社会福祉法人を選定することを目的として設置するものである。選定委員会は複数の有識者や保育関係者により構成しているが、移管しようとする保育所において保護者から法人選定への参画の希望があり、多数の保護者の同意があると認められるときは保護者を委員として加えている。

審査内容のうち保護者委員の氏名やその発言内容については条例第10条第1号に、財務状況など各法人の内部情報に関わる部分については条例第10条第2号の「法人等情報」に該当する。また、会議録に記載されている内容は、各委員が、審査項目ごとの詳細な審査基準と、応募法人の提案事項・提出資料を照らし合わせて行った各法人の評価であり、さらに個々の委員の評価をもとに議論を深め、委員会全体の評価として固めていく過程の意見と質疑応答で構成されている。

そのため情報の精度として未確定、未成熟な検討過程の情報である上に、議事録が公開されると選定外となった法人の関係者や選定結果に不満のある保護者などから個々の委員に対する不当な干渉がされることも考えられ、各委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、条例第10条第4号に該当すると判断する。

さらに今後も同事業による選定を予定しているが、これまでの議事録を公開することで評価上の加点や減点となるポイントが明らかになり、今後の選定において応募法人側が選定されやすいように提案事項の体裁だけを整えるなど、審査の形骸化を招くおそれもあることから、条例第 10 条第 5 号にも該当すると判断する。

これらの判断に基づき、原処分を行ったものである。なお、選定委員会は、公立保育所の運営を引継ぐに相応しいか否かを審査するものであり、各法人の保育の質や運営能力に優劣をつけるものではないものの選定外となった全法人の運営する他の保育園に通う児童とその保護者の感情にも考慮する必要があると考えられる。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

実施機関が本件請求に対して特定した文書は、①つきかげ保育園にかかる保育所設置認可について(何)、②保育所用地等貸付一覧表、③(ア)委員名簿(神戸市立保

育所の社会福祉法人への移管にかかる法人選定委員会選定委員名簿),(イ)会議録(全24件),(ウ)神戸市立保育所の社会福祉法人への移管にかかる法人選定委員会設置運営要綱及び(エ)神戸市立保育所の建替・運営を行う社会福祉法人募集要領である。

この委員名簿は、神戸市立保育所の社会福祉法人への移管にかかる法人選定委員会に参画している委員の氏名・肩書を記載したものである。会議録は、平成17年9月9日から平成24年9月18日にかけて開催された延べ24回の法人選定委員会の議事の内容をそれぞれ記録したものである。

(2) 争点

実施機関は、特定した公文書のうち①、②及び③の(ウ)運営要領及び(エ)募集要領を公開としたものの、③の(ア)委員名簿及び(イ)会議録すべてを条例第10条第2号ア及び第5号に該当するとして、非公開とする決定を行った。その後、実施機関は③の(ア)委員名簿について平成26年6月20日付で非公開決定を取り消し、公開決定を行った。これに対し、申立人は、残る(イ)会議録を公開すべきであるとして争っている。

なお,実施機関は,非公開理由説明書(平成26月7月17日付)において,条例第10条第1号ア及び第4号にも該当すると主張している。

したがって、本件における争点は、本件公文書である③の(イ)会議録の条例第 10条第1号ア、第2号ア、第4号及び第5号の該当性である。 以下、検討する。

(3) 本件会議録について

ア 基本的性格について

実施機関によれば、市立保育所の運営を引継ぐ法人の選定を行う際、公募で応募 法人を募集し、学識経験等を有する第三者委員で構成された法人選定委員会で審議、 選定している。

市民にとって最適の法人を選定するこのような選考過程については、公開することで、選考過程の透明性が確保されるとともに選定結果に対する市民の信頼も保たれ、結果として法人の提案もより良いものとなり、市民福祉の向上にもつながると考えられる。実施機関は、本件会議録を全部非公開としているが、本件会議録の基本的な性格からそれは認められない。したがって、本件会議録は、条例の定める非公開情報に該当しない限り、積極的に公開すべきものであるが、なかには非公開情報もあるから、個別の検討が必要である。

イ 記載項目の分類について

本件会議録について審査会が対象文書を見分したところ、以下の①~⑯に掲げる項目で構成されている。

- ① 開催日時・場所
- ② 出席者

- a) 委員氏名
- ③ 事務局,委員長の議事進行
 - a) 委員肩書·氏名
 - b) 議事進行
 - c) 委員の自己紹介(経歴)
- ④ 事務局からの事案の概要説明
- ⑤ 事務局からの選定基準・配点の説明
- ⑥ 事務局からの法人の評価案の説明
 - a) 法人の評価・点数
 - b)法人の運営保育所・定員・運営年数
- ⑦ 事務局からの保護者アンケートの説明
 - a) アンケートの項目
 - b) 回答のうち法人の評価
 - c) 回答のうち法人の評価以外
- ⑧ 法人の評価についての質疑応答,審議
 - a) 発言委員名
 - b) 事務局の発言者名
 - c) 法人の評価
 - d) 監查指摘事項
 - e) 年齢や居住地等の個人情報
 - f) 法人の提案内容
 - g) 事務局の発言
- ⑨ 選定基準についての質疑応答,審議
 - a) 発言委員名
 - b) 事務局の発言者名
 - c) 選定基準とその考え方
 - d) 事務局の発言
- ⑩ 現地視察の報告
- ① 法人ヒアリング
 - a) 法人出席者の氏名
 - b) 発言者名
 - c) 法人出席者の発言内容
 - d) 保育園でのトラブルに関する噂
- ② 法人の選定についての審議
 - a) 一次審査の審議
 - b) 保護者意見を反映した審議過程
 - c) 保護者(傍聴者)の意見

- ③ 事務局から今後の選定委員会の予定の説明
- (4) 保護者委員の氏名,発言内容
 - a) 保護者委員の氏名
 - b) 保護者委員の意見
 - c)職員に対する批判と応答
- ⑤ 次回へ向けた検討
- 16 移管後の検証結果
- (4) 記載された項目ごとに以下検討する。
 - ① 開催日時・場所について

会議開催の日時・場所はこれを公にしても、法人選定の審議・検討や事務執行に 特段支障をきたすとは考えられない。選考過程の透明性を高め、市民への説明責務 を果たす観点から公開すべきである。

② 出席者について

会議に出席した a) 委員氏名については、委員が誰であるか、特段の事情がない限り公にしていくべきものであり、そのことが選考過程の透明性を高め、市民への説明責務を果たすことになると考えられるため、公開すべきである。但し、保護者委員の氏名については⑭で別途検討する。

③ 事務局,委員長の議事進行について

会議に出席した a) 委員の肩書・氏名は、上記②で述べたとおり公にしていくべきものである。

- b) 議事進行は、事務局が議事予定や審査の流れを事務的に説明したものであり、これを公開しても法人選定の審議・検討や事務執行に特段支障をきたすとは考えられない。市民への説明責務を果たす観点から公開すべきである。
- なお, c)委員の自己紹介(経歴)については,委員の委嘱に直接関係するものとはいえず,通常プライバシー情報として保護すべきものであることから,これについて条例第10条第1号アに該当するとした決定は妥当である。
- ④ 事務局からの事案の概要説明について

事業の概要説明は、事務局が法人選定の対象となる保育所の概要や法人選定に 至る経緯等を説明したものである。これについても上記③と同様に公開による審 議・検討や事務執行に特段の支障は認められず、むしろ選考過程の透明性を高め、 市民への説明責務を果たすことになると考えられることから公開すべきである。

⑤ 事務局からの選定基準・配点の説明について

実施機関は、選定基準・配点の説明について、公開すれば審議・検討及び法人 選定業務の執行に支障が生じるとして非公開としている。しかし、法人選定の選定 基準及び配点が公になれば、今後の同種の選考に応募する法人は、当該基準及び配 点を参考に、より望ましい運営計画等を提案することが見込まれ、結果として市民 福祉の向上に寄与すると考えられる。選考過程の透明性を高め、市民への説明責務 を果たす観点からも公開すべきである。

- ⑥ 事務局からの法人の評価案の説明について
 - (i) a) 法人の評価・点数について

法人の評価のうち、社会的・財務的評価に関する部分は、企画提案に対する評価ではなく、経営の現状に対する評価であるため、当該法人としては通常競合法人には知られたくない情報であり、保護すべき情報であると考えられる。

また、落選法人の場合、法人が特定される状態で評価内容が明らかになれば、 本件の応募提案に対する評価にとどまらず、当該法人の企画能力や資力等事業遂行 能力など、社会的な評価に影響を与えるおそれが否定できない。

したがって、社会的・財務的評価及び落選法人名は、条例第 10 条第 2 号アに該当すると認められる。

その他の評価・点数に関する部分は、法人等情報に該当せず、また審議・検討 及び法人選定業務執行に支障が生じる特段の事情も認められないことからこれを 公開すべきである。

ただし、落選法人について法人名を非公開としても記載の状況から当該法人を 識別し得る場合には、落選法人の評価を公にすることとなるため、評価・点数部分 も含めて非公開とした決定は妥当である。

また,すべての法人が同じ評価となった場合において,これを公開すれば落選 法人の評価が明らかとなってしまうため,評価・点数を非公開とした決定は妥当で ある。

(ii) b) 法人の運営保育所・定員・運営年数について

これらの情報は、法人のホームページ等で概ね公になっている内容であり、公開すべきである。

- ⑦ 事務局からの保護者アンケートの説明について
 - a) アンケートの項目については、これが明らかになったとしても、そのことにより審議・検討及び法人選定業務の執行について特段支障が生じるとは認められない。選考過程の透明性を高め、市民への説明責務を果たす観点から公開すべきである。
 - b) 法人の評価については、保護者の主観的な印象を反映した各法人に対する率直な意見であり、法人の社会的評価として保護すべき情報であると考えられ、条例第10条第2号アに該当するとした決定は妥当である。
 - c)回答のうち、法人の評価以外の部分については、記載内容から法人の正当な 利益を害するものものとは認められないこと、選考過程の透明性を高め市民への 説明責任を果たす観点から公開すべきである。
- ⑧ 法人の評価についての質疑応答,審議について
 - a) 発言委員名について、法人の選定審査は、最適な法人を選定するため、各委員による真に自由闊達な議論が確保された状況で行われなければならないこと、

仮に発言委員名を公にすることが前提となれば、委員に心理的な影響を与え、適 正な評価を行うことが損なわれるおそれが生じることを否定しきれないことか ら、条例第10条第4号に該当するとした決定は妥当である。

- b) 事務局の発言者名について, 市職員の公務遂行上の情報であることから公開 すべきである。
- c) 法人の評価については、既に⑥「法人の評価案の説明について」で述べたように社会的・財務的評価及び落選法人名は、条例第 10 条第 2 号アに該当すると認められるが、その他の評価・点数に関する部分は、公開すべきである。
- d) 監査指摘事項について、法人が市の監査を受け、どのような指摘を受けたかに関する情報は、当該法人の社会的・財務的評価と結びつく情報であり、保護すべき情報であると考えられ、条例第 10 条第 2 号アに該当するとした決定は妥当である。
- e)年齢や居住地等の個人情報について、法人従業員の年齢や居住地等に関する情報は、個人のプライバシー情報であり、条例第 10 条第 1 号アに該当するとした決定は妥当である。
- 次に、f)法人の提案内容について検討する。選定法人の提案内容のうち、人 員配置、収支計画、業務連携予定先等の情報は、当該法人の経営戦略等に関わる 情報であり、計画段階におけるこの種の情報は、法人にとって通常競合法人に知 られたくない情報であるとみるのが相当である。その他の提案内容については、 選考過程の透明性を高め、説明責任を果たす観点から公開すべきである。

落選法人の提案内容については、提案内容の創意工夫に係る情報は、自ら活用することもないままに社会に流通していくことは望まないのが通常と認められることから、これを公開すれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあり、条例第10条第2号アに該当するとした決定は妥当である。

なお, g) 事務局の発言については, 市職員の職務遂行上の情報であり, 公開 すべきである。

- ⑨ 選定基準についての質疑応答,審議について
 - a)発言委員名については、既に®「法人の評価についての質疑応答、審議について」で述べたように、条例第10条第4号に該当するとした決定は妥当である。
 - b)及びd)事務局の発言者名及び事務局の発言については、既に⑧「法人の評価についての質疑応答、審議について」で述べたように、市職員の公務遂行上の情報であることから公開すべきである。
 - c)選定基準とその考え方については、最適な選定基準を設定するために自由闊達な議論を積み重ねる必要があり、検討途中の情報を公にすることが前提となれば、自由かつ率直な意見交換が妨げられ、適正な意思決定が損なわれるおそれを否定できないことから、条例第10条第4号に該当するとした決定は妥当である。
- ⑩ 現地視察の報告について

法人選定にあたり、応募法人が運営している別の施設を選定委員が視察した結果の報告である。これらは、直接的には提案内容ではないが、視察の結果も法人の評価に反映されていることからすると提案内容の一部として考えるべきものである。 a) 選定法人に関する視察報告の部分は公にすべきであるが、b) 落選法人に関する視察報告の部分は、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある情報として、条例第10条第2号アに該当するとした決定は妥当である。

⑪ 法人ヒアリングについて

- a) 法人出席者の氏名について,法人代表者や理事の氏名は,法人のホームページ等により公にされているため公開すべきであるが,法人従業員の氏名は,通常,個人情報として保護すべき情報であるため,条例第 10 条第 1 号アに該当するとした決定は妥当である。
- b)発言者名については、⑧「法人の評価についての質疑応答、審議について」で述べたように、実施機関が条例第 10 条第 4 号に該当するとした決定は妥当である。
- 次に, c)法人出席者の発言内容については,既に®「法人の評価についての質疑応答,審議について」で述べたように,選定法人の内容は公にすべきであるが,落選法人の場合,条例第10条第2号アに該当するとした決定は妥当である。
- d)保育園でのトラブルに関する噂については、保育関係者と保護者の個別的なやり取りや対応が記載されており、その内容から個人のプライバシーに係わる情報であると認められ、条例第10条第1号アに該当するとした決定は妥当である。
- ② 法人の選定についての審議について

実施機関によれば法人選定の手法として,複数の応募法人から 2 法人を選定し (一次審査),その上で,最終的に最も優れた法人を選定している。

本件項目には、a) 一次審査の審議部分が含まれているが、これを公にすると、結果的に落選法人の中での優劣が明らかになることから、本件の応募提案に対する評価にとどまらず、各法人のそもそもの事業遂行能力や信用力といった社会的な評価に影響を与えるおそれは否定できない。したがって、条例第 10 条 2 号アに該当するとした決定は妥当である。

次に, b) 保護者意見を反映した審議過程について,これを公開しても審議検討 及び法人選定業務の執行に特段の支障は認められず,選考過程の透明性を高め,市 民への説明責任を果たす観点から公開すべきである。

- c) 傍聴している保護者の意見の部分については, 直ちに発言者が識別される わけではないため, プライバシー情報には該当せず, 公開すべきである。
- ③ 事務局からの今後の選定委員会の予定の説明について

法人選定に向けた予定が公になったとしても、審議・検討及び法人選定業務の執行に特段の支障は認められない。公にすることで、選考過程の透明性をより高め、市民への説明責務を果たすことになると考えられることから、公開すべきである。

④ 保護者委員の氏名,発言内容について

a) 保護者委員の氏名について

保護者委員は、当該保育所を利用する保護者の代表として参画しており、学識経験等を有するとして委嘱された委員と異なり、個人のプライバシーについては十分配慮されるべきであり、保護者委員の氏名を条例第10条第1号アに該当するとした決定は妥当である。

b) 保護者委員の意見について

発言内容であるが、関係者であれば保護者委員が誰であるかは知られており、また保護者委員は概ね2名と少数であることから、発言者氏名を非公開としたとしても発言内容から個人が識別される可能性は高い。法人選定について賛成又は反対の意見を有する他の者から非難を受けるおそれがあることが否定できないことから、発言内容を公にすれば個人の権利利益を害すると認められる。したがって、条例第10条第1号アに該当するとした決定は妥当である。

ただし, c)職員に対する批判と応答に関する発言については,市職員の職務遂行上の情報であるから公開すべきである。

(5) 次回へ向けた検討について

法人選定について適正な検討を行うためには、今後の選定をどのように行うか、 自由闊達な議論を積み重ねる必要がある。条例第 10 条第 4 号に該当するとした決 定は妥当である。

16 移管後の検証結果について

検証報告書は、市のホームページにも掲載されており、公開すべきである。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

		+	記載されている項目	当初の決定	<u> </u>
	開催日時·場所		崔日時∙場所	非公開	公開
2	出席者	а	委員氏名(保護者委員を除く)	非公開	公開
3	事務局、委員長:議事進行	а	委員肩書・氏名(保護者委員を除く)	非公開	公開
		b	議事進行	非公開	公開
		С	委員の自己紹介(経歴)	非公開	非公開
4	事務局からの事案の概要の説明	事	医の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		公開
⑤	事務局からの選定基準・配点の説明	選	Z基準·配点		公開
6	事務局からの法人の評価案の説明	а	法人の評価・点数	非公開	部分公
			選定法人の評価のうち、社会的・財務的評価に関する部分	非公開	非公開
			落選法人名(記載の状況から当該法人を識別し得る場合は、評価・点数部分を含む)	非公開	非公開
			すべての法人が同じ評価となった場合の評価・点数	非公開	非公界
			上記以外の部分	非公開	公開
		b	法人の運営保育所・定員・運営年数	非公開	公開
7	事務局からの保護者アンケートの説明		アンケートの項目	非公開	公開
		b	回答のうち法人の評価	非公開	非公開
		С	回答のうち法人の評価以外	非公開	公開
8	法人の評価についての質疑応答、審議		発言委員名	非公開	非公開
		b	事務局の発言者名	非公開	公開
		С	法人の評価	非公開	部分公
			選定法人の評価のうち、社会的・財務的評価に関する部分	非公開	非公開
			落選法人名	非公開	非公開
			上記以外の部分	非公開	公開
		d	<u></u> 監査指摘事項	非公開	非公開
		е	年齢や居住地等の個人情報	非公開	非公開
		f	法人の提案内容	非公開	部分公
			選定法人の提案内容のうち、人員配置、収支計画、業務連携予定先等	非公開	非公開
			選定法人の提案内容のうち、上記以外の部分	非公開	公開
			落選法人の提案内容	非公開	非公開
		g	事務局の発言	非公開	公開
9	選定基準についての質疑応答、審議		光言委員名	非公開	非公開
		b	事務局の発言者名	非公開	公開
		С	選定基準とその考え方	非公開	非公開
		d		非公開	公開
10	現地視察の報告		選定法人に関する視察報告の部分	非公開	公開
		-	落選法人に関する視察報告の部分	非公開	非公開
	法人ヒアリング	_	法人代表者氏名、理事氏名	非公開	公開
			法人従業員氏名	非公開	非公開
		b		非公開	非公開
		-	送人出席者の発言内容 法人出席者の発言内容	非公開	部分公
			選定法人の出席者の発言	非公開	公開
			落選法人の出席者の発言	非公開	非公開
		4	保育園でのトラブルに関する噂	非公開	非公開
	法人の選定についての審議		法人の選定	非公開	非公開
u)			伝えの選定 保護者意見を反映した審議過程	非公開	公開
		-	保護者(傍聴者)の意見	非公開	公開
<u>(13)</u>	事務局から今後の選定委員会の予定の説明	_	休護有(防心有)の息兄 後の予定	非公開	公開
			をの アル 		
14)	保護者委員の氏名、発言内容		保護者委員の氏名 保護者委員の意見	非公開	非公園
				非公開	非公開
<u> </u>	MG - 504 MS	_	職員に対する批判と応答	非公開	公開
	次回へ向けた検討	_	回へ向けた検討	非公開	非公開
16)	移管後の検証の報告	移	管後の検証結果	非公開	公開

[※]落選法人名(非公開)のマスキングの際、文字数の違いにより法人名が識別されるおそれを防止するため、落選法人の前後の字句についても、最小限度の範囲でマスキングが必要な箇所がある。

(参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
平成26年6月30日	_	*諮問書を受理
平成26年7月17日	_	*実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年8月25日	_	*申立人から意見書を受理
平成26年9月17日	第281回審査会	*実施機関の職員から非公開理由等を聴取 *審議
平成26年10月27日	第282回審査会	*審議
平成26年12月22日	第283回審査会	*申立人から意見を聴取 *審議
平成27年1月26日	第284回審査会	*審議
平成27年2月20日	第285回審査会	*審議
平成27年3月23日	第286回審査会	*審議
平成27年4月30日	第287回審査会	*審議
平成27年5月30日	第288回審査会	*審議
平成27年6月24日	第289回審査会	*審議
平成27年7月23日	第290回審査会	*審議